

# 大島大橋の歩道通行規制について

大島大橋では12月3日以降、歩道の通行が可能になりました。歩道の幅が狭いため次のような通行規制を行っていますので、歩行者や自転車で通行される方は通行方法等をご確認のうえ、通行をお願いします。

※自転車は乗車せず、押して通行してください。

## 【通常時】

種別		自転車（片側交互通行）			歩行者（相互通行）
方向		柳井→大島	模式図	大島→柳井	両側
毎時00分～毎時10分	10分	通行不可		進入可	通行可能
毎時10分～毎時30分	20分			橋梁通行中	
毎時30分～毎時40分	10分	進入可		通行不可	
毎時40分～毎時00分	20分	橋梁通行中		通行不可	

## 【朝の通学時間帯（※大島商船高等専門学校が登校日の場合のみ）】

種別		自転車（片側交互通行）			歩行者（相互通行）
方向		柳井→大島	模式図	大島→柳井	両側
7時30分～8時30分	60分			通行不可	通行不可

※下記以外は大島商船高等専門学校の登校日です。

- ・土日祝日（ただし、12/22(土)、12/24(月)祝、H31.1/12(土)、2/9(土)、2/23(土)は登校日となります。）
- ・冬休み 12/27(木)～H31.1/6(日)
- ・春休み H31.2/28(木)～4/2(火)（ただし、H31.3/26(火)～3/29(金)は登校日となります。）

◆問い合わせ 山口県柳井土木建築事務所 ☎0820(22)0396  
山口県土木建築部道路整備課 ☎083(933)3686

## 野焼きはやめましょう

ごみや草などの野焼きは、法律で禁止されています。  
ごみや草などをそのまま焼却する場合も、ドラム缶などの簡易な構造の焼却炉を使用して焼却する場合も野焼きと同じ扱いになります。

野焼きは、周辺地域の生活環境に与える影響や廃棄物の不適正な処理の防止から原則禁止され、一定の例外を除いて、罰則の対象となっています。（5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科）  
近隣に住む方々へ迷惑をかけないためにも皆さんのご協力をお願いします。

《罰則対象の例外となる廃棄物の焼却》  
①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
②震災、風水害、火災、凍害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却  
③風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

④農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの  
ただし、野焼き禁止の例外規定とされた行為であつたとしても生活環境上支障があり、苦情等がある場合は、改善命令や行政処分および行政指導の対象となります。

### ■問い合わせ 生活衛生課

☎0820(79)1012